

第8回鎌倉市本庁舎等整備委員会 【新庁舎等整備基本計画の策定方針について】

令和3年3月29日

1. 基本計画の概要（目次）

基本計画の概要（目次）①

章	節	記載内容のポイント
第1章	基本計画策定の経緯	
	1-1 基本構想の概要	• 基本構想のレビュー。基本理念、規模、機能、整備費など。
	1-2 本事業を取り巻く環境の変化	(1) 新型コロナウイルス (2) デジタル・ガバメント（行政サービスのDX） (3) 鎌倉市の対応・考え方
	1-3 基本計画の策定方針	(1) 基本的な考え方 (2) 基本計画の策定方針 (3) 検討体制
第2章	導入機能	
	2-1 本庁舎に導入する機能	(1) 基本構想の振り返り (2) 本庁舎の機能
	2-2 交流創造機能とその他機能 消防機能	(1) 消防機能 (2) 深沢支所の二機能 (3) 交流・創造機能
	2-3 各機能の関係性	• 機能関係図を掲載

基本計画の概要（目次）②

章	節	記載内容のポイント
第3章	サービス計画・デジタル化計画・施設規模	
	3-1 基本的な考え方	(1) 重視するポイント (2) 開庁時の本市の状況及び社会情勢
	3-2 窓口サービスのあり方	(1) 手続き窓口 (2) 相談窓口 (3) 窓口サービスでの対面とオンラインの関係
	3-3 職員の働き方	(1) 多様な働き方への対応 (2) ペーパーレス
	3-4 市民共創のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 市民との共創の場。デジタル化の考え方。リアル重視もあり得る。 市民対話の内容を反映する
	3-5 施設規模	<ul style="list-style-type: none"> 3-1～3-4を踏まえた施設規模の再設定。諸室リスト。
	3-6 行政DXと合わせて推進する取組	<ul style="list-style-type: none"> テレワークの環境整備、職員の研修、市民のデジタルリテラシー向上支援、開庁時までの各種トライアル、人事制度・労務制度の見直し 等
第4章	配置計画	
	4-1 敷地条件	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積、都市計画要件、深沢地域の状況、周辺環境。
	4-2 災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> 主に豪雨による浸水リスクの整理。対応方針の整理。土地造成、FL、設備配置フロアなど。
	4-3 配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ボリューム配置案の比較検討。
	4-4 周辺との関係性	<ul style="list-style-type: none"> 最有力案における動線計画、周辺との関係性（ボリューム、配置レベル）。

基本計画の概要（目次）③

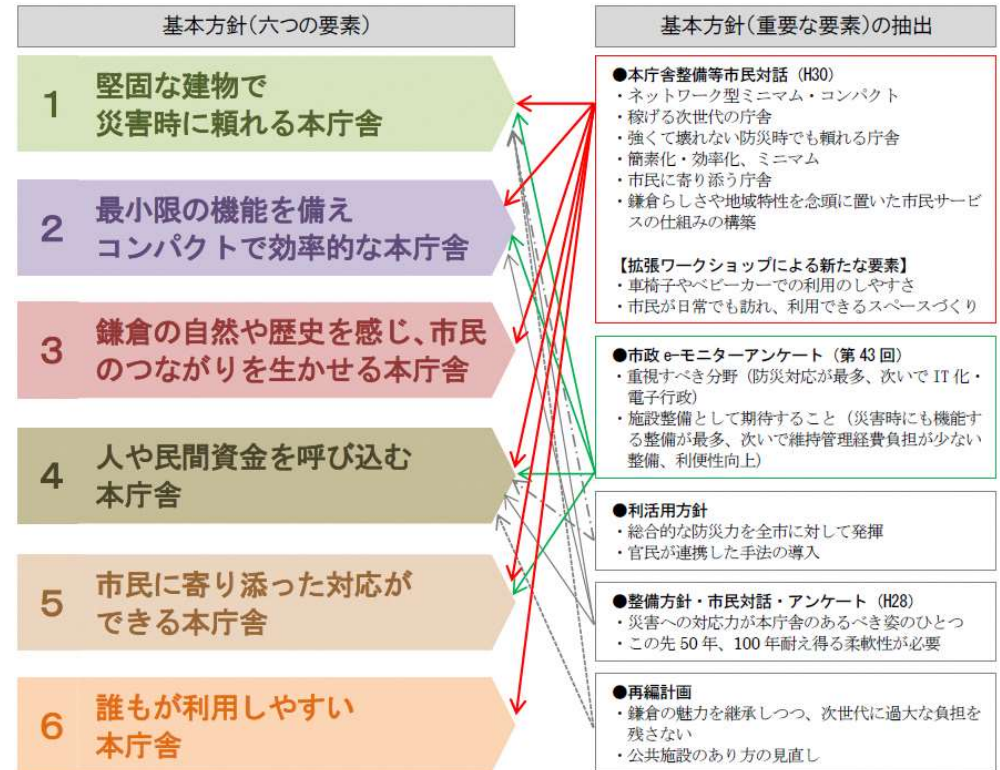
章	節	記載内容のポイント
第5章	施設計画	
	5-1 施設計画のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 機能配置の基本的な考え方。アフターコロナ庁舎建築の核となる考え方。
	5-2 平面計画	<ul style="list-style-type: none"> 機能ごとのゾーニングと部署配置案。 複数案の検討。最有力案の提示。最有力案を規定する条件設定。
	5-3 各機能部の概要	<ul style="list-style-type: none"> 各機能ごとの考え方（窓口、庁舎執務機能、議会、消防、その他機能）。
	5-4 各機能部の使い方	<ul style="list-style-type: none"> 市民対話結果の報告
	5-5 立面計画・景観・断面計画	<ul style="list-style-type: none"> 外観イメージ。断面構成。
	5-6 構造計画・設備計画・環境計画	<ul style="list-style-type: none"> 耐震／制震／免振の方針。設備システムの考え方。CASBEEなど目標とする環境性能の設定。
第6章	事業費概算と事業手法	
	6-1 施設整備費等	<ul style="list-style-type: none"> イニシャルコストの整理。
	6-2 維持管理費・運営費	<ul style="list-style-type: none"> ランニングコストの整理。
	6-3 最適な事業手法	<ul style="list-style-type: none"> 事業手法の整理、基本的な説明。 定性評価、事業者ヒアリング、定量評価（VFM）の結果と総合評価。
第7章	今後の進め方	
	7-1 整備事業の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 事業スケジュール。
	7-2 デジタル化の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 供用開始までのタスク、実施手順、推進体制。
	7-3 市民共創の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画以降の市民対話の時期、テーマ、方法。

2. 基本構想の概要（目次 1 - 1）

基本構想の概要～基本理念・基本方針（目次 1 - 1）

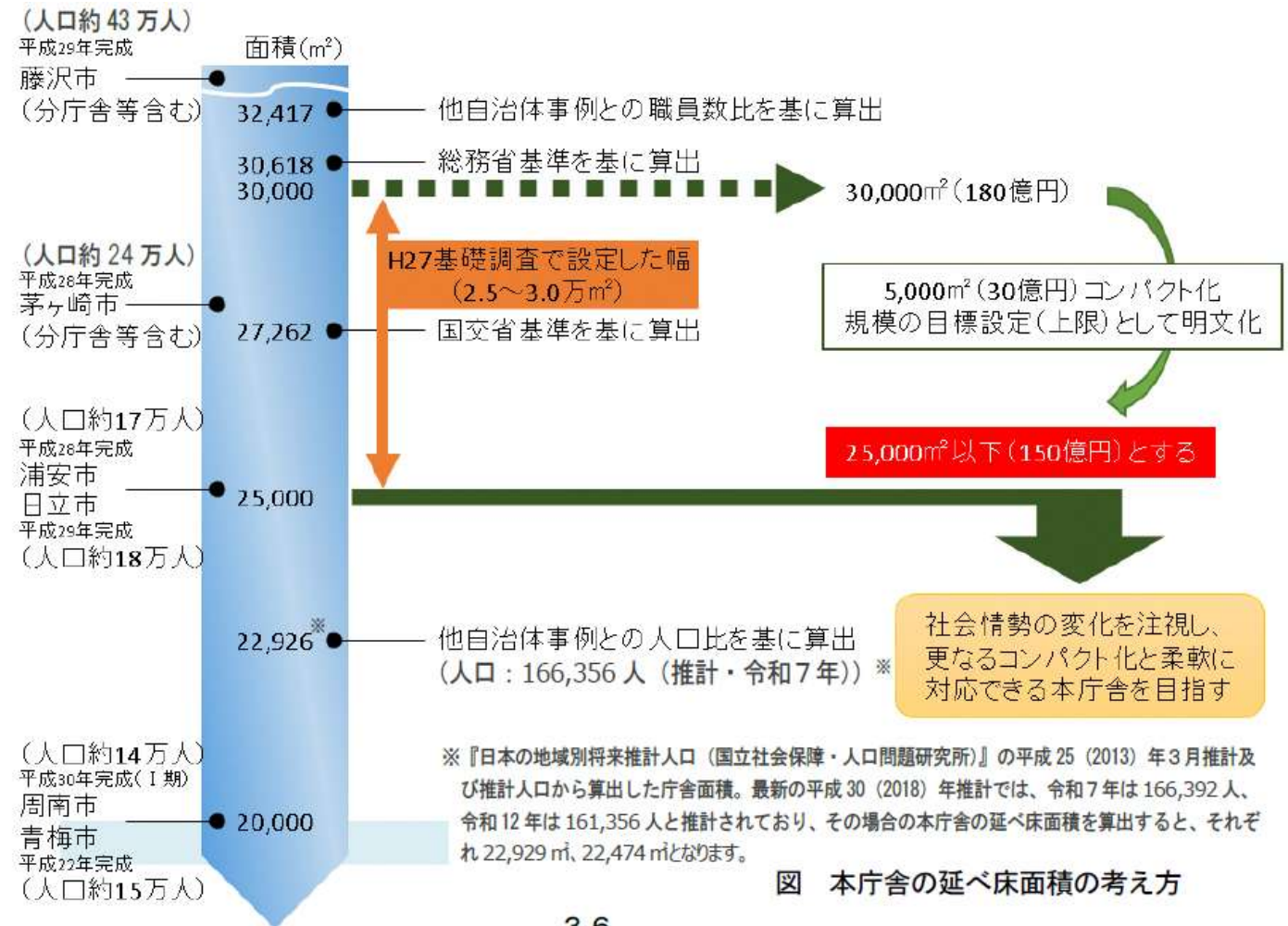
- 基本構想では、新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念（ビジョン））を「**市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎**」とした。
- 上記ビジョンの背景として、新たに整備する本庁舎は、建設や維持管理にかかるコストを極力抑えるための建物のコンパクト化だけでなく、**機能的で、人口減少、少子高齢化、多様化する市民ニーズ、AIの台頭といった技術革新等の社会情勢の変化に柔軟に対応できる必要**があることが述べられている。
- 基本構想では、基本理念に基づいて整備する本庁舎の具体化に必要な重要な要素を、基本方針として六つ掲げた。

新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念（ビジョン））



基本構想の概要～施設規模（目次1-1）

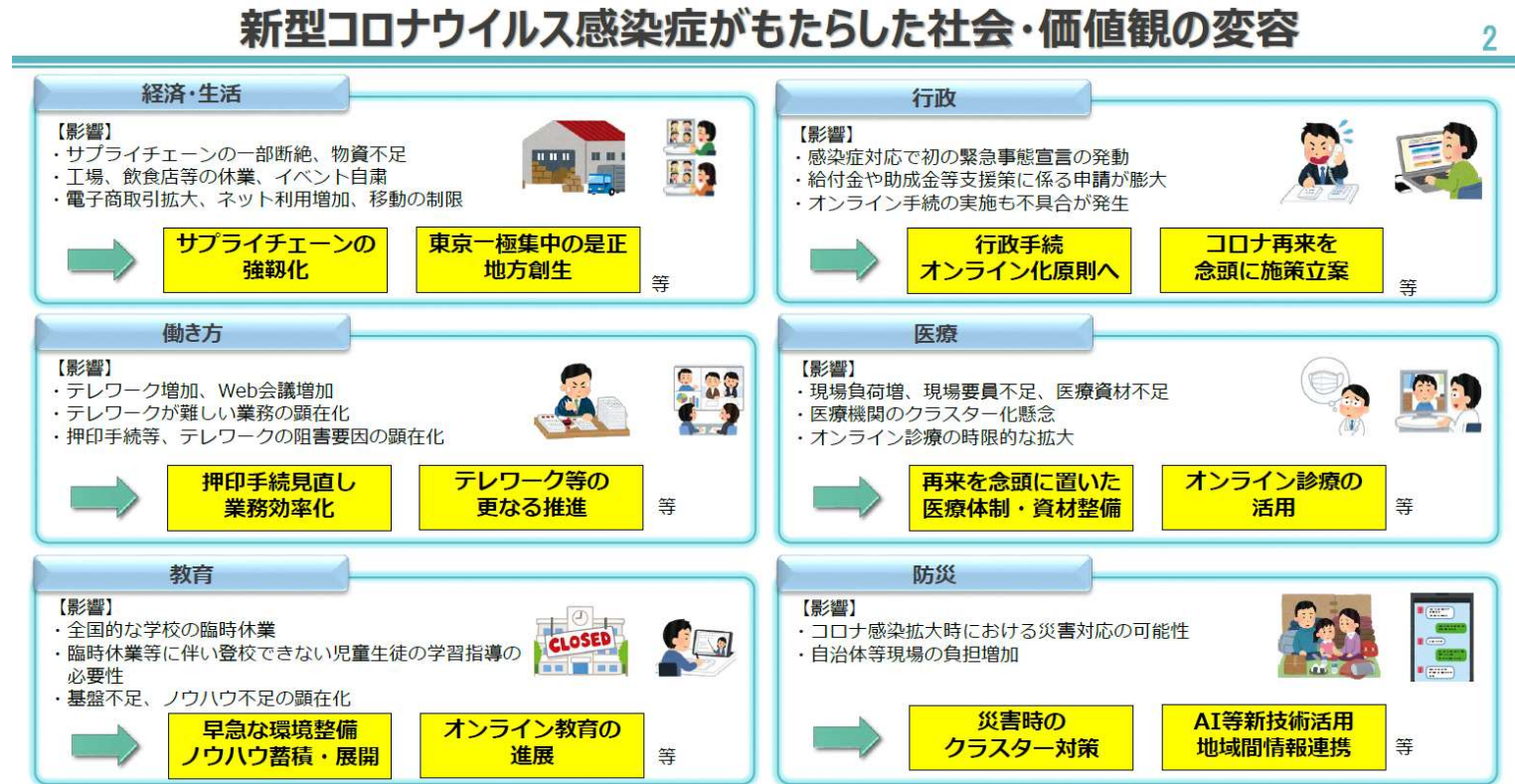
- 本本庁舎の規模（延べ床面積）については、新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念）で「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」と掲げていることや、基本方針に「最小限の機能を備えコンパクトで効率的な本庁舎」を示したとおり、質の高い行政サービスの提供を支える場であることを前提に、可能な限りコンパクト化を目指し、コストの抑制に努めることを踏まえ、**25,000㎡を本庁舎に必要な延べ床面積の目標（上限）**とした。
- 引き続き**社会情勢の変化を注視し、更なるコンパクト化と柔軟に対応できる本庁舎を目指す**こととした。



2. 本事業を取り巻く環境の変化（目次 1 – 2）

新型コロナウイルスの影響～サービスのオンライン化（目次1-2）

- 3つの密を避けるために、非接触・非対面のサービスの必要性が向上。医療、金融、労働、教育、小売り、エンタテインメントなど様々な分野でオンライン化が普及。
- 民間サービスは今後も大きくデジタル化に舵を切ることが想定される。
- 同時に行政サービスのデジタル化の遅れが露呈。「**公共施設に行けない**」ことが、**すなわち「公共サービスを受けられない」**ことに直結した。



出所：IT新戦略（案）の概要（令和2年7月15日内閣官房IT総合戦略室）

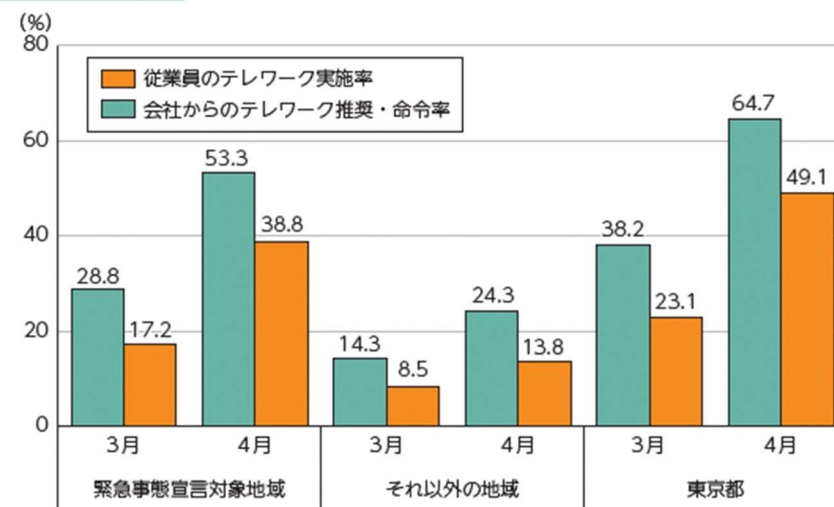
様々な分野で急速にオンライン化が進み、それが当たり前の社会・市民生活になっていくことが想定される中、本市においても、
本庁舎に来なくても行政サービスを受けられるようにすることが求められる

新型コロナウイルスの影響～暮らす場所と働き方の変化（目次 1 - 2）

- 全国的にテレワークが推進され、民間調査会社によれば、令和2年（2020年）5月時点で首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）では41.1%がテレワークを実施したと回答。
- 都内からの転出者が増加し、神奈川県や埼玉県では転入者が増加。神奈川県では**テレワークを企業、労働者、社会の三方にメリットのある取組として推進中。自治体を含むあらゆる組織において、社員・従業員の柔軟な働き方と暮らし方を実現する環境を整備することは、当該組織の健全な経営・運営とBCPにおいて必須要件。**
- **総務省では自治体のテレワークを推進**することを明らかにしており、令和2年（2020年）11月から「自治体テレワーク推進実証実験」が実施中。

企業にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 育児や介護などを理由とした離職による人材損失の回避 • 移動時間の削減等による生産性向上 • オフィススペースの削減可能性 • 災害時に出社しなくても業務可能なことによるBCP効果 • 働きやすい職場というイメージ向上による求人活動での有利性 • 通勤が困難な障がい者などの雇用が容易になる
労働者にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 育児、介護、けがや病気治療と仕事の両立 • 通勤時間削減により自由時間増加や身体的・精神的負荷の軽減 • 遠隔地への就業が可能となり就業機会の拡大につながる
社会にとってのメリット	<ul style="list-style-type: none"> • 育児と仕事を両立しやすいことによる子どもを産み育てやすくなる • 遠隔雇用の可能性が広がることによる地域経済の活性化

図表 2-3-2-6 地域別の3月と4月のテレワーク実施率*57

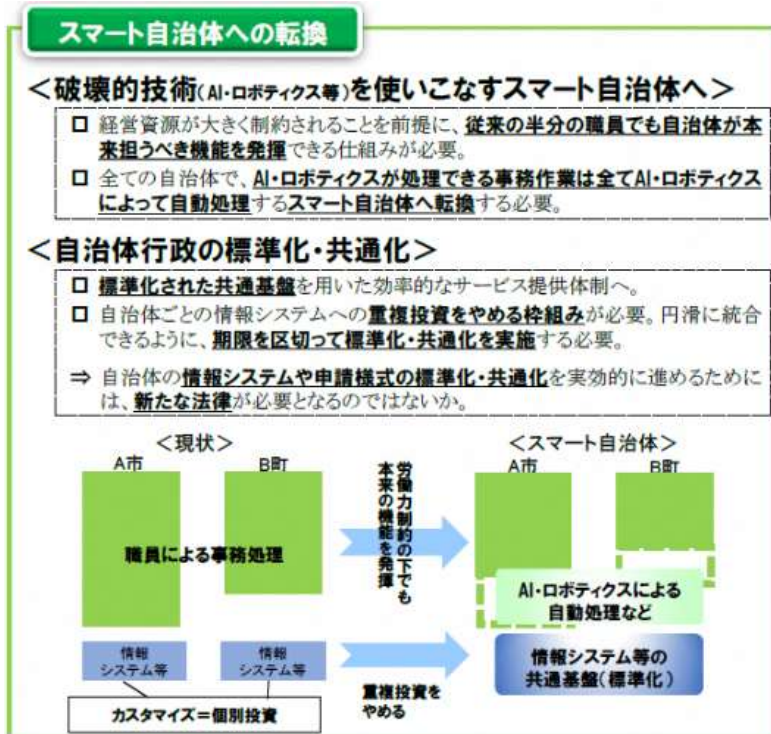


出所：令和2年情報通信白書（総務省）

行政サービスのBCP確保、ならびに多様な人材を確保し質の高い政策立案及び行政サービスを市民に提供するために、**職員が多様な働き方を選択できる環境を整備する必要がある**

デジタルガバメント～行政サービスとデジタル技術（目次 1 – 2）

- 公的部門と民間部門の人手不足に対応するためには、様々な先端技術を使いこなす「スマート自治体」への転換が必要とされている。自治体のスマート化・デジタル化は、コロナ禍による社会の変化の中で、その必要性・緊急性が大幅に増している。
- 「自治体DX推進計画（総務省 自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室）」では、**2022年度末を目指して特に国民の利便性向上に資する手続についてマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることが示された。**また、自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項として、**地域社会のデジタル化とデジタルデバйд対策**が挙げられている。



出所：自治体戦略2040構想研究会 第二次報告（平成30年7月）

自治体DXに関する重点取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ①自治体の情報システムの標準化・共通化 ②マイナンバーカードの普及促進 ③自治体の行政手続のオンライン化 ④自治体のAI・RPAの利用推進 ⑤テレワークの推進セキュリティ対策の徹底
自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ①地域社会のデジタル化 ②デジタルデバйд対策

出所：自治体DX推進計画（令和2年12月）

行政サービスのデジタル化を取り巻く環境の変化（特に国の政策動向）を注視し、その方針に合わせた対応が必要

デジタルガバメント～手続きオンライン化（目次 1 – 2）

- 本デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、**2022年度末を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続きについて、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能**にする。
- このため、上記マイナポータルのUX・UIの抜本改善に加え、全自治体において、マイナンバーカードを用いて子育て・介護等のオンライン手続きが可能となるよう、自治体のシステム改修等の支援を行う。

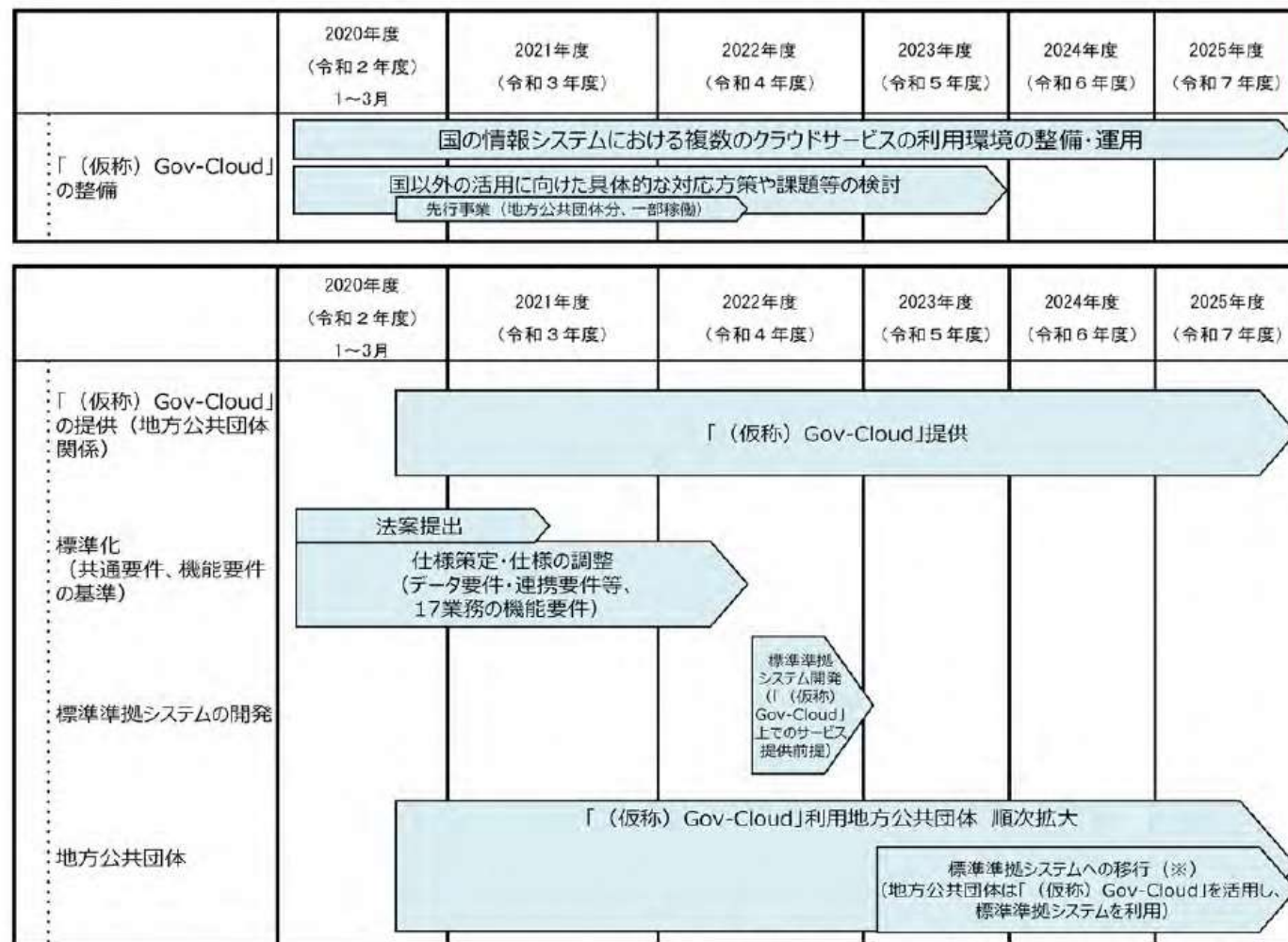
○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。
 ※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		介護関係（11手続）※市区町村対象手続		被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続		自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	要介護・要支援認定の申請	高額介護(予防)サービス費の支給申請	罹災証明書の発行申請	自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	要介護・要支援更新認定の申請	介護保険負担限度額認定申請		自動車税住所変更届	自動車の保管場所証明の申請	
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請				
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請				
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合証の再交付申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請				
児童手当に係る寄附の申出		被保険者証の再交付申請					
児童手当に係る寄附変更等の申出							
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出							
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出							
児童手当等の現況届							
支給認定の申請							

出所：自治体DX推進計画（令和2年12月）

デジタルガバメント～システム標準化（目次 1 - 2）

- 自治体の基幹系システムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。
- これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用することを目指す。
- 国は、財源面(移行経費等)を含め主導的な支援を行う。**目標時期を2025年度**とする。



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出所：地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）（令和3年2月内閣官房情報通信技術総合戦略室）

本市の対応・考え方～行政手続きのオンライン化の推進について（目次 1 - 2）

- 「『SDGs共生みらい都市かまくら』の実現に向けて」では、「withコロナ時代の行政のDX」として、**来庁せずに迅速に手続きを進められるテクノロジーの早期導入が喫緊の課題であり、今後は市民がいつでも、どこでも質の高い行政・民間サービスを楽しむよう、効果的な行政体制（電子自治体）や決済インフラの実現が必要**と述べている。
- 「withコロナ時代のデジタルデバインド対策」として、地域の様々な年代が、デジタル機器を通じてつながり、支えあう環境を作ることで、地域活動を活発化し、高齢者を中心とする**デジタルデバインドと呼ばれる人々の暮らしをより豊かにしていく**ことを目指している。

現状と課題

- ✓ 各種行政サービスの手続きで来庁することにより、市役所内に来庁者が密集し、ソーシャルディスタンスの確保が困難
- ✓ 紙での手続きによる膨大な事務作業の発生、書類の手戻り、手続き完結までの大幅な時間が必要
→ 来庁せずに迅速に手続きを進められるテクノロジーの早急導入が喫緊の課題

〇市ホームページでの紹介

市役所に来庁しなくてもできる手続きがあります

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、市民の皆様におかれては、市役所へ来庁せずに行える手続きを御利用いただき、市役所の混雑緩和への御協力をお願いします。

なお、転入や転居などの8つのライフイベントに関して、行政手続きが事前に分かる「[暮らしの手続きガイド\(外部サイトリンク\)](#)」を市ホームページや市公式LINEで提供しています。簡単な質問に答えるだけで、一人ひとりの状況に応じた手続き内容や手続きに必要な書類などがわかりますので、お役立てください。

- [住民票・戸籍関係](#)
- [税関係](#)
- [母子保健関係](#)
- [こども関係](#)
- [医療費助成関係](#)
- [国民健康保険関係](#)
- [介護保険関係](#)
- [環境・ごみ関係](#)
- [犬の登録関係](#)
- [情報公開・個人情報保護関係](#)
- [住居表示関係](#)
- [国が法令に係る予防関係届出書類等の郵送による受付について](#)
- [その他](#)

鎌倉の地理的特徴

- ✓ 市域が狭く、市内でも逗子市や藤沢市、横浜市に隣接する地域では、**生活圏が市域をまたいで行われているのが現状**

これから

- ✓ 今後の人口減少社会に向けて、公共施設の再編や都市計画上の立地適正化を進めていく
- ✓ 市民がいつでも、どこでも質の高い行政・民間サービスを楽しむよう、効果的な行政体制（電子自治体）や決済インフラの実現が必要

出所：SDGs共生みらい都市かまくら』の実現に向けて

3. 基本計画の策定方針（目次 1 – 3）

基本計画の策定方針（目次 1 – 3）

- 基本計画の策定においては基本構想を尊重し踏襲する。
- 新たな本庁舎のあるべき姿（目標とする基本理念（ビジョン））を「市民のニーズや社会情勢の変化に応えるコンパクトな本庁舎」と定めたこと、および「引き続き社会情勢の変化を注視し、更なるコンパクト化と柔軟に対応できる本庁舎を目指す」としたことを踏まえ、以下3点を基本計画の策定方針とする。

方針① 「これからの行政サービスと働き方」を定める

- 行政サービスの提供方法や職員の働き方は大きく変化している。この変化は新庁舎開庁を予定している2028年度、さらにはその10年後、20年後に向けて加速する可能性があり、特にオンライン化・デジタル化は現在とは比較にならないほど進んでいると思われる。
- 基本計画では、未来志向で行政サービスの提供方法および職員の働き方を予測し、それを「未来志向の目標」として定める。

方針② 「ハードとデジタルのあり方」を定める

- 未来志向の目標を達成するには、建物としての庁舎を整備し管理するとともに、行政サービスや働き方を支えるデジタル技術の導入が不可欠。
- 基本計画では、ハード（施設整備・維持管理）とデジタル（IT）の取組を同時並行で検討し、必要な取り組み及びその取組の水準を定める。

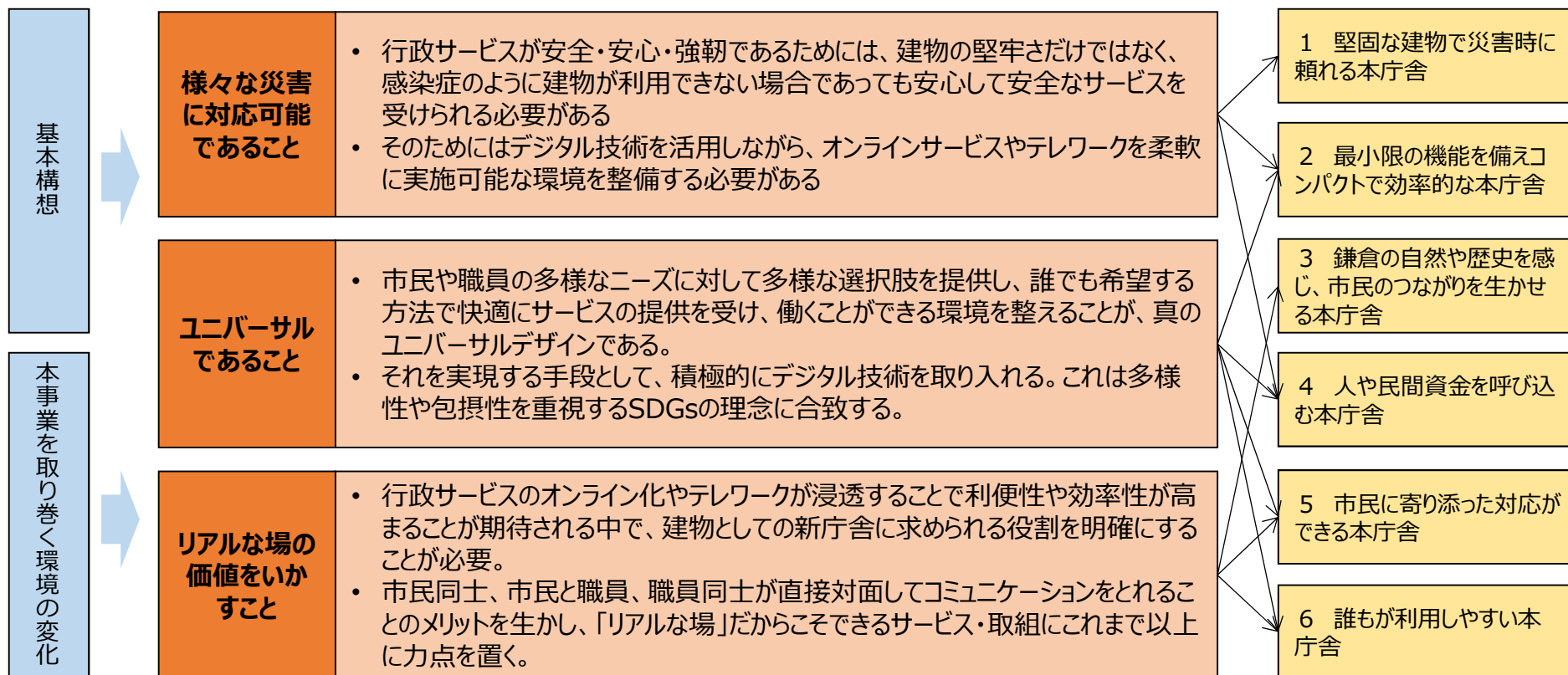
方針③ 「本事業の実現に向けたプロセス」を定める

- 未来志向の目標を達成するには、様々な年代に対するデジタルリテラシーの向上支援や、職員の人事・労務の仕組みの変更など、新庁舎のハード整備にとどまらない取組が必要。
- 新庁舎等の整備および維持管理を「未来の行政サービスと働き方を実現するための中長期的なプロジェクト」と捉え、2028年度までの間およびそれ以降に実施すべき事項を整理する。
- また基本計画策定後も社会環境が変化する可能性があるため、新庁舎の整備に係る条件が確定されるプロセスを検討し、環境の変化に柔軟に対応できる事業手法を定める。

4. これからの行政サービスと働き方に関する考え方（目次3-1）

「これからの行政サービスと働き方」を考える上で重視するポイント（目次3-1）

- 本庁舎における行政サービスの提供や職員の働き方については、基本方針（六つの要素）を踏まえ、「様々な災害に対応可能であること」「ユニバーサルであること」「リアルな場の価値を活かすこと」を重視する。



開庁時の本市の状況及び社会情勢（目次3-1）

- 基本計画において未来志向のサービスや働き方を検討するうえでは、開庁時の2028年頃（あるいはその数年後の2030年頃）の社会情勢を把握する必要がある。
- 現時点で得られる情報に基づいても、2028年時点では大半の市民・職員がデジタル技術に一定程度精通していることが想定される。

項目	概要
①本市の人口動態	<ul style="list-style-type: none"> • 2028年の総人口は●人 • 年少人口：●人、生産年齢人口：●人、前期高齢人口：●人、後期高齢人口：●人
②本市の職員構成	<ul style="list-style-type: none"> • 2028年の職員数は●人。65歳定年、大卒1年目が新入社員と想定すると、2021年度時点で58歳の職員が最年長、2021年度時点で15歳の方が最年少（22歳）として入庁する時期。
③各種手続きのオンライン化	<ul style="list-style-type: none"> • 2022年度末には31手続についてオンライン手続きを可能 • 2028年度の開庁時点では、全国的にさらにオンライン化が進んでいることが予想される
④自治体情報システム	<ul style="list-style-type: none"> • 目標時期を2025年度とし、基幹系17業務システムについて標準仕様に準拠したシステムへ移行。 • LGWANを活用した自治体テレワークに関する実証実験が進んでいる。2028年度の開庁時点では、基幹系システムについてもテレワーク環境からアクセス可能となっていることが期待される。
⑤スマートシティ	<ul style="list-style-type: none"> • 本市が応募を予定している「スーパーシティ構想」は、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指している。生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスの提供がなされている。
⑥SDGs	<ul style="list-style-type: none"> • SDGsの達成年限は開庁の2年後である2030年
⑦インターネット利用率	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年にスマートフォンを保有する世帯は83.4%（※1）。2028年度にはほぼ全ての世帯がスマートフォンを保有することが予想される。 • 個人で見ると2019年時点のスマートフォン保有率は、15歳～19歳で約99%、50歳～54歳で約85%、70歳～79歳で約55%（※2）。 • 2019年時点の年齢階層別のインターネット利用率は、60歳～69歳で90.5%、70歳～79歳で74.2%、80歳以上で57.5%（※1）。

※1：令和2年度情報通信白書（総務省）

※2：NTTドコモモバイル社会研究所調査

窓口サービスのあり方（目次3－2）

項目	概要
手続き窓口	<ul style="list-style-type: none">• 原則として全ての手続きをオンラインにて実施可能な環境を整える。• 導入システムは一般的なモバイル端末から快適にアクセスできるものとする。また原則として24時間対応可能とする。• 新庁舎には対面型の手続き窓口を設置する。一か所で全ての手続きが済む「ワンストップ・サービス」とする。• 対面型手続きのスペースは、各手続きに最適なものとする（例：個人情報扱う手続きについては従来型のカウンター型よりもプライバシーに配慮して個別ブース型とする等）。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none">• 原則として全ての相談をオンラインにて実施可能な環境を整える。• オンラインによる相談は、テレビ会議システムを用いた顔の見えるものから、チャットを用いた気軽なものまで様々なツールを用意する。定型的な相談に対する情報提供については、チャットボットを導入することで24時間対応とする。• 新庁舎には対面型の相談窓口を設置する。• 相談スペースはプライバシー性に配慮するとともに、内装や什器備品の選定に配慮する。実際に顔を合わせられる場であるメリットを最大限に生かした質の高い空間とサービスとする。

**原則としてすべての手続きサービス、相談サービスをオンラインで提供可能とするとともに、
新庁舎には対面型窓口を設置する**

職員の働き方（目次3-3）

項目	概要
多様な働き方への対応	<ul style="list-style-type: none">職員それぞれの生活環境に応じた働き方を認めることで、職員の多様性と生産性の向上を図り、質の高い行政サービスの提供と政策立案を実現する。（例：移動に困難を抱える職員の勤務を容易にする、育児や介護との両立を図りやすくする、民間企業との人材交流を容易にする）テレワークを推進することにより、新庁舎等の延べ床面積を圧縮可能。新庁舎外でも働ける環境を整えることにより、パンデミック時のBCPを確保する。テレワークの推進と合わせて、情報セキュリティの向上を図る。職員が使用するモバイル端末の使用ルール等を整え、庁舎以外での勤務におけるセキュリティ性確保を徹底する。一般利用ゾーンと執務ゾーンを明確に区分し、情報セキュリティを確保する。
ペーパーレス	<ul style="list-style-type: none">テレワークの推進を実現するためには、モバイル端末上から各種資料を確認できる環境を整備する必要があり、必然的にペーパーレスの取組が求められる。ペーパーレスを推進することにより、新庁舎等の延べ床面積を圧縮可能。また印刷量および紙の使用量を抑制することは環境保護にもつながる。 <p>※環境省資料ではSDGsのゴール12「持続可能な生産消費形態を確保する」の取組として、ペーパーレス化による省資源が例に挙げられている。</p>

テレワーク可能な職場において希望する職員が実施できる環境を整える